

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程 平成22年8月1日 22 経 規程第40号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則（以下「特定有期雇用就業規則」という。）第24条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に期間を定めて雇用する常勤の特任教員、特任研究員及び特任専門職員（以下「特定有期雇用職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略 (年俸の決定)</p> <p>第3条 特定有期雇用職員の年俸は、毎年4月1日から翌年3月31日までを基本期間として、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡並びに予算状況を考慮して決定する。</p> <p>2 年俸は、別表に定める特定有期雇用職員年俸表（以下「年俸表」という。）に定めるところによる。</p> <p>3 雇用契約期間が第1項に規定する基本期間に満たない場合の年俸は、当該雇用契約期間に応じて決定する。</p> <p>4 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、個別に年俸を定めることができる。</p> <p>(年俸の支給)</p> <p>第4条 年俸は、年俸表に定める号俸に応じた月次年俸額を支給する。</p> <p>2 前条第3項の規定による年俸は、当該年俸を当該雇用契約期間で除した額を支給する。</p> <p>第5条～第15条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則（以下「特定有期雇用就業規則」という。）第24条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に期間を定めて雇用する常勤の特任教員、特任研究員、特任専門職員及びリサーチ・アドミニストレーター（以下「特定有期雇用職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略（現行どおり）</p> <p>第3条 省略（現行どおり）</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 省略（現行どおり）</p> <p>4 <u>前3項</u>の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、個別に年俸を定めることができる。</p> <p>第4条 省略（現行どおり）</p> <p>2 前条第3項の規定による年俸は、当該年俸を当該雇用契約期間の<u>月数</u>で除した額を支給する。</p> <p><u>3 第2条及び前2項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により個別に年俸を決定された者の年俸の支給については、学長が個別に定めることができる。</u></p> <p>第5条～第15条 省略（現行どおり）</p>	

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第13条、第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、月次年俸額（国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程（以下「育児・介護休業等規程」という。）に基づき育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員にあっては、第15条第2項第1号に定める算出率を乗ずる前の額）の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

第10条～第15条 略

(超過勤務手当)

第16条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた特定有期雇用職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合（その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一～三 略

第17条～第18条 略

附 則 略

第9条 第13条、第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、月次年俸額（国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程（以下「育児・介護休業等規程」という。）に基づき育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員にあっては、第15条第2項第1号に定める算出率を乗ずる前の額）を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

第10条～第15条 省略（現行どおり）

第16条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた特定有期雇用職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合（その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める特定有期雇用職員には支給しない。

一～三 省略（現行どおり）

第17条～第18条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

附 則（23経規程第40号）

この規程は、平成23年11月7日から施行する。